

令和7年11月6日

東京都

知事 小池 百合子 殿

## 令和8年度 東京都予算編成における介護・障害政策に対する要望事項

一般社団法人全国介護事業者連盟

東京都支部 支部長 松田 吉時

障害福祉事業部会 東京都支部 支部長 大畠 健

昨年度の東京都における介護・障害福祉政策につきまして、小池知事をはじめ、東京都のご尽力により、多くの課題解決に資する取り組みが実現しましたこと、心より御礼申し上げます。

東京都におきましては、介護職員奨学金返済・育成支援事業や介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業など全国に先駆けた進取的な政策展開が図られており大変に感謝しておりますが、少子高齢化の更なる進行、介護人材不足の深刻化、物価の上昇といったこれまでの状況に加えて、本年10月以降、最低賃金の引上げに伴い事業運営が一層困難になることが予測されるなど、介護・障害福祉事業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

また、新型感染症や自然災害等の社会リスクも常に存在しており、持続可能な福祉インフラを確立することが喫緊の課題です。こうした社会情勢に対応しつつ、都民が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えるために、本年度も現場の声に基づいた予算要望事項および制度改革事項を提言いたします。

当連盟では、介護保険制度とともに持続可能な障害福祉制度の構築を目指し、多角的な視点から制度・政策の提言や情報発信を行っており、障害福祉事業部会を中心に議論を重ねてまいりました。本年度も引き続き、障害福祉分野における課題の解決と制度の発展に寄与すべく、提言を併せて行わせていただきます。

### ===== 介護分野 =====

#### 1. 介護職員・ケアマネジャーの処遇改善と安定経営支援

##### 現状と課題

全国的な賃上げの流れのなか、介護・障害福祉事業では介護報酬単価を変えられないことにより職員の賃金を大幅に引き上げることがかなわず、結果として介護人材不足の深刻化が進むことが懸念されております。これまでの介護職員奨学金返済・育成支援事業や介護職員・介護

支援専門員居住支援特別手当事業などの介護職員・ケアマネジャーの処遇改善に資する事業の継続および拡充が必要な状況です。また、職員の賃上げを実施するなか、報酬単価を変えられないことに起因する事業者の収支悪化が予見されますため、事業者の支援も併せて必要になると認識しております。介護現場では、特に通所・訪問系のサービスにおいて、当日キャンセルによる収入減が常態化し、処遇改善の原資確保が困難となっております。

#### **要望**

- ① 介護職員奨学金返済・育成支援事業や介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業などの、介護職員・ケアマネジャーに向けた支援の拡充
- ② キャンセル補填制度の導入（欠席時対応加算の制度化など）
- ③ 定員制度の柔軟化

### **2. 医療的ケアへの評価**

#### **現状と課題**

喀痰吸引や胃ろう管理などは、研修受講が義務化され高い専門性を伴いますが、通常の身体介護と同じ報酬で加算がなく、事業所や職員への浸透が進まない現状があります。結果として、必要な利用者が適切なサービスを受けられない状況にあると認識しております。

#### **要望**

医療的ケアに対する東京都独自の補助制度の創設を要望致します。

### **3. ローカルルール是正**

#### **現状と課題**

東京都と区市町村で指導内容が異なるなど、指導に関連して事業者が困惑する事例も引き続き散見しております。例えば、介護保険法だけでなくバリアフリー条例などの規制を理由に指定更新の際に現実的に困難なことを指導する事例や、介護保険外サービス（いわゆる自費サービス）を提供することに対して契約書や請求書を介護保険分と分けて作成するよう指導される事例などもあり、利用者・事業者共に事務的な負担が増加しております。

#### **要望**

都と区市町村間での見解統一と透明性の高いルール運用の確立（保険外サービスや介護保険法以外の法解釈に関するものを含む）を要望致します。

### **4. 犯罪や虐待などの問題行動を起こした介護従事者への対応**

#### **現状と課題**

深刻な介護人材不足のなか、傷害や窃盗などの重大な犯罪歴や処罰を申告せずに再就職することは容易であり、利用者の安全確保に課題が出てきております。また、身体的虐待・経済的虐待などの問題行動があった職員であっても、結局別の事業所に転職し同じ行為を繰り返しているという事態も散見されております。

## 要望

採用時に、応募者が重大な犯罪や虐待を行っていなかったかの確認ができる仕組み（保育事業を参考に）や、職員に対して一定期間、一定のペナルティが発生するなど、再発防止に向けた仕組み作りなどを要望致します。

## 5. 通院時の院内介助への支援

### 現状と課題

介護保険は利用者の病院内における介助を原則として対象外としており、経済的理由で通院を断念する利用者もおります。病院スタッフが常に対応できるわけではなく、安全な受診が困難な事例が散見されます。

### 要望

院内介助を対象とする東京都独自の補助制度の創設を要望致します。

## 6. 救急搬送時の介護職員同乗への報酬算定

### 現状と課題

救急搬送時、救急隊から介護職員に同乗要請がありますが、職員が同乗している間の時間は無報酬であり、その後のサービス提供にも遅延が発生しております。

### 要望

救急同乗時間に対する東京都独自の補助制度の創設を要望致します。

## 7. 地域包括ケアの深化と民間取組の橋渡し支援

### 現状と課題

地域包括ケアシステムは、医療・介護・生活支援を一体的に提供することを目的に推進されておりますが、退院後のリハビリ継続や軽度認知症者の生活支援など、民間の先進的な介護予防や科学的介護の取組みが、行政や医療機関と十分に連携できておりません。結果として、取組みの効果が地域全体に広がらず、利用者支援が途切れてしまう事例がございます。

### 要望

東京都が橋渡し役となり、民間の先進的な介護予防サービス等の取組みを地域包括支援の枠組みに組み込む仕組みの構築を要望致します。

## 8. 情報発信とデジタル活用による介護予防広報強化

### 現状と課題

介護制度や予防サービスの情報が高齢者や家族に届かず、利用機会が失われている事例が多いとの声を聞きます。紙媒体だけでは情報を届けきれない一方で、デジタル機器に不慣れな年齢層に対する行政・社協・民間の情報発信が分散していると考えております。

## 要望

東京都・区市町村・社会福祉協議会・民間事業者が連携し、LINE・SNS・動画等を活用するための広報組織等を設置することで情報を一元的かつ分かりやすく提供していただくことを要望致します。

## ===== 障害福祉事業分野 =====

### 1. 人材獲得及び定着に関する助成

#### 現状と課題

「処遇改善加算」や「特定処遇改善加算」で給与改善をしても、他業界の時給上昇スピードに追い付けず、給与や勤務条件の良い介護施設・保育園に人材が流れやすい状況が続いております。また、人材紹介業者への手数料は想定年収の30%以上（100万以上）となることが多く、小中規模事業者の多い障害福祉事業者の資金力では紹介業者への依頼を諦めざるを得ない状況も続いております。

#### 要望

専門職採用時にかかる費用（求人広告・人材紹介手数料など）の助成及び「介護職員就業促進事業」と同等の助成事業創設を実現して頂く事を要望致します。

### 2. 不登校児童への多様な学びと居場所の拡充及び学校現場との連携推進

#### 現状と課題

不登校児童数が年々増加しており、特別支援学校や放デイが学びの補完や居場所支援の一端を担っておりますが、学習支援に対する加算等は限定的です。また放デイと学校の連携は個々の努力に依存しており、情報共有や支援内容の一貫性に課題があります。

また、保育所等訪問支援では、通園通学先を訪問して支援環境の調整や助言を行い、学校への訪問も対象に含まれていますが、現場では「外部支援者」として受け入れを拒否されるケースも多く、現行制度では連携強化への直接的な報酬や支援が不足しております。

#### 要望

東京都教育委員会と連携して頂き、福祉と教育をつなぐ横断的支援制度を創設し、不登校児童の居場所支援に取組む事業者への補助の拡充、特にICT学習支援に対応する施設への自加算制度の設計、連携強化に向けたSSWの配置拡大及び、交流機会確保のための施策（連携モデルの提示）の推進を要望致します。

また、学校と放デイ等の連携推進コーディネーターの配置促進や、合同研修交流会の開催支援の拡充、ICTを活用した情報連携システム導入支援など、モデル事業の実施と推進も合わせて要望致します。

### 3. 特別送迎手当の創設

#### 現状と課題

重症児を対象とした放ディに通所する児童への送迎加算が 40 単位（460 円）です。

学校から事業所、事業所からご自宅の 1 日に 2 回の算定でも 80 単位（920 円）となり、送迎ドライバー確保のための加算としては十分とは言えません。基本報酬を含むトータルの売上単価を考慮しても送迎ドライバーを 1 名以上、雇用する原資には乏しく安定的な送迎サービスの担保が困難な状況です。また、コロナ収束（2023 年 5 月）以降、非正規雇用ではなく正規雇用を希望される求職者が多く、これまで非正規雇用者で獲得、充当してきた状況が変わり、求職者ニーズとのミスマッチも発生、現在の送迎加算を含む給付金体系では低所得での求人募集しかできず、送迎ドライバーの獲得が困難な状況が続いております。現状では、送迎加算単価が低く送迎ドライバー獲得が困難であり、他業界（運送業など）と比較して安価な給与設定をせざるを得ません。

#### 要望

東京都独自の「特別送迎手当」の創設を要望致します。80 時間勤務以上のドライバー 1 名毎に 2,500 円／日の検討をお願い致します。

### 4. 基準人員の資格及び配置要件の緩和

#### 現状と課題

基準人員の資格基準は児童指導員の任用資格や保育士、PT など、専門資格を持った職員となります。また、基準人員 2 人目の配置基準ではサービス提供時間ではなく営業時間を通して配置する必要があり、この場合、入社に前向きな未経験及び無資格の学生等を採用することができません。また、家庭の事情（介護・産後・育児など）で短時間勤務を希望される求職者とのニーズが合わないケースもございます。

#### 要望

- ① 基準人員要件に該当する資格取得の見込みがある、または、別途研修を受講すること等、一定の猶予期間を設けた中で、基準人員の資格要件を満たせることとして頂きたい。
- ② 配置基準に関しては複数名の合計勤務時間で同基準を満たすものとして頂きたい。  
厚生労働省及び他県では当該配置を容認しております。

### 5. 医療的ケア児の支援について

#### 現状と課題

医療的ケア児が居るご家庭は、日中の経済活動に加えて夜間の育児により疲労困憊しております。そんな中でご家族向けの支援として、「短期入所」によるレスパイト（休息）があるものの、医療型短期入所事業所が不足し、満足に支援を受けられないご家庭が数多く存在しております。不足する事業所での支援の受け皿として、重度訪問介護での夜間支援があるが、原則 18 歳以上にしか支給されないため、利用することができない。一方で、埼玉県の

## 一部

自治体では、居宅介護を長時間（8時間等）支給し、重度訪問介護の代用とする例があります。

## 要望

東京都でも、当該事例を参考とした「介護ヘルパーによる夜間の育児支援」等が普及する施策を打ち出して頂く事を要望致します。

## 6. GHで暮らす利用者の家賃助成について

### 現状と課題

現在、東京都には精神障害者や通過型グループホームの入居者に対して最大69,800円の家賃補助がありますが、知的及び身体障害者への家賃補助はありません。昨今の建築費用の高騰により、都内の家賃も急激に高騰しつつあります。

### 要望

ホームが必要な利用者が安心して生活できるよう、精神障害者に限らず、「知的障害者」や「身体障害者」についても家賃を補助し、東京都内で障害者が安心して暮らせる環境整備をして頂くよう、要望致します。

## 7. 障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業の対象拡大

### 現状と課題

障害福祉サービス事業者が奨学金返済相当額を手当として職員へ給付する際、事業者に補助金を支給していますが、当該補助金の対象資格保有者は、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、または公認心理師に限定されております。

### 要望

障害児支援に携わる職員は、保育士、幼稚園教諭、小中高教諭など、現行制度対象外の資格を保有している者も多いため、対象資格者の拡大（保育士、幼稚園教諭、小中高教諭、特別支援学校教諭、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床発達心理士）の実現を要望致します。

以上

令和7年11月6日

東京都知事

小池百合子 殿

東京都生活協同組合連合会

会長理事 秋山 純

## 2026年度東京都予算に関する提案及び要望

東京都におかれましては、都民生活の向上に関わる諸施策を精力的に推進されていることに、心から敬意を表します。

東京の生活協同組合（以下、生協）は312万人（世帯比約33.4%）の組合員数に達し、都内自治体の13市町で世帯の過半数が生協組合員になっております。生活協同組合の公益性や社会的責任がいっそう高まるなか、協同組合の特性を活かしながら、期待される社会的な役割に応えるべくその使命と責任を果たして参ります。

さて、東京都では、「『未来の東京』戦略 version up 2024」に続き、2025年3月に「2050東京戦略～東京もっとよくなる～」を策定し、すべての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できる「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現するとした2035年までの都政の新たな羅針盤としています。東京の生協でも、SDGsの理念のもと相互扶助の理念に基づき、都民生活のいっそうの向上のために諸活動を進め、引き続き東京都と連携していく所存です。

また、東京都では、令和6年能登半島地震への対応として、都庁の職員を中長期派遣として現地に派遣し支援を継続し、都内避難者の都営住宅への受け入れや、相談等の支援を継続しています。東京の生協でも、（一社）災害協働サポート東京の支援活動に組合員が参加して被災者支援活動を続けております。被災地の一日も早い復興に向けて、東京都との連携を強めてまいります。

円安や国際紛争などによるエネルギー価格の高騰と物価高が続き、日本人の主食であるコメ不足も追い打ちとなり、都民の生活や都内の事業者はかつて経験したことのない大きな影響を受けています。生活弱者や経営困難に陥っている事業者に対して国や東京都からの必要な支援を継続し、国民の生命と暮らしを守ることを最優先にした対策が求められています。

昨年12月に国連で2025年を2回目の国際協同組合年とされました。日本でも、本年5月に国会で「協同組合の振興を図る決議」が採択されたことを受け、東京都としても協同組合を持続可能な地域社会づくりの主体と位置づけ、その振興に向けた取り組みを強化していただくようお願い申し上げます。

今年度も東京都予算について、子どもや生活困窮者への施策、防災・減災対策をはじめ弊会より要望した諸施策について特段の予算措置を講じていただきましたことに感謝申し上げます。

東京の生協としては組合員の生活実感をもとにした消費者の視点から、いっそう強化するべき重点要望事項と、生協の社会的な責任と使命、共助の力を発揮するための要望事項を下記のとおりまとめました。312万人の組合員を擁する東京の生協を都政推進のパートナーと位置付けていただき、来年度予算に反映くださるよう心よりお願い申し上げます。

## I. 重点要望事項

### 1. 子供施策の総合的な推進と誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

- (1) 生活困窮者や社会的弱者への支援に取り組んでいるNPOや市民団体への支援制度について
- ①東京都では「子どもの居場所創設事業」、「子ども食堂推進事業」等の予算を毎年度拡充されているが、引き続く円安やコメ不足等のなかで、食料品をはじめとした生活必需品の物価上昇が続き、生活困窮世帯の暮らしはさらに厳しさを増している。このような現状をふまえ、都内のフードバンクや子ども食堂を支えているNPOや市民団体に対する支援をさらに拡充すること。
- ②昨今のコメ不足の中で、生活困窮者支援団体が扱えるお米が極端に不足している現状があり、必要とするお米が確保出来ず、生活に困った方々への支援が危機的な状況に瀕している。については、東京都の災害備蓄用在庫米の活用を実施いただきたい。あわせて、東京都から国に働き掛けて生活困窮者支援の為に一定枠の備蓄米等を確保し、優先して活用できる制度を整えること。
- ③生活困窮者支援に取り組む団体への支援として、物品の一時保管のための倉庫管理の費用や支援品の配達費をはじめ、団体の運営経費を補助できる支援策を講じること。あわせて、少人数のボランティアで運営する任意団体でも都の支援制度が活用できるよう受援団体の要件緩和や事務手続きの簡略化をすすめ、相談サポート体制の充実すること。そして子ども食堂などが農林水産省から備蓄米の支援を受ける場合、「食育」を目的とすることが条件になっており、手続きも煩雑で申請に至らないケースも出ている。諸制度を利用している当事者（団体）から支援制度の聞き取り調査を行い、実態に合わせてより使い勝手のいい制度の改善を国に働きかけ、あわせて都の制度も必要な見直しを行うこと。
- (2) 生活困窮世帯の高校生等への支援制度の拡充について
- 2024年度から都内に在住する生徒・保護者を対象にした「授業料軽減助成金」が導入され、高校授業料の実質無償化が実現している。多くの家庭にとって大変心強い制度であるが、授業料以外の入学金や施設費等の初年度納付金は依然として自己負担であり、昨今の物価高騰は家計に重い負担となっている。こうした状況を踏まえ、高校生が経済的な理由で学業を断念することのないよう、東京都独自の支援制度をさらに拡充すること。

### 2. 防災・減災対策によるまちづくりと東日本大震災等の被災地と被災者支援の継続

- (1) 首都直下型地震をはじめ風水害、降雪など大規模災害対策の強化について
- ①東京都は激甚化する豪雨災害への対策を講じているが、局地的集中豪雨や台風による高潮、河川の洪水等の風水害、降雪被害、火山噴火に対する備えをいっそう強化するとともに、住民への迅速な避難情報の周知や災害弱者の避難誘導など区市町村や関係機関と連携した対応を講じること。
- ②東京都は「地域防災計画」の中で在宅避難者の重要性について明確にした上で、『東京防災』の配布など在宅避難に関して都民への啓発活動を行ない「東京とどまるマンション」事業等の施策を実施しているが、引き続き、市区町村や地元の住民組織と連携して、戸建て住宅やアパート、マンション等の集合住宅、高齢者向け住宅など都民の住環境に応じたきめ細かな在宅避難策を強化すること。
- ③東京都では、「東京都熱中症ポータルサイト」を通じて、熱中症対策を都民に啓発し、区市町村においては「クーリングシェルター」等の指定暑熱避難施設も設置している。熱中症リスクは年々高まっており、都や区市町村で実施している取組を都民に周知できるように、更なる啓発の強化のための施策を講じること。また、労働安全衛生規則が改正されたことにより、6月1日より企業や事業者での熱中症対策策定が義務付けられた。東京都も本年6月30日までの受付期間として補助事業を実施したが、熱中症対策の計画期間は10月までと長期間に亘ることもあり、特に中小事業者が実施する熱中症対策に係る経費等への補助・支援を更に強化すること。
- (2) 東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故、能登半島地震・豪雨による被災者支援について
- ①東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故による都内避難者への支援について

都内で避難生活を送る当事者の声や生活実態に即した就労対策、孤独化防止のための支援策、都営住宅等公営住宅への優先入居などの支援を継続すること。

②能登半島地震・豪雨災害による都内避難者等への支援について

東京都は、能登半島地震・豪雨災害で被災された方を対象に都営住宅への受け入れや、総合相談窓口の開設など迅速に対応されている。引き続き、被災された当事者の生活実態に即した就労対策、孤独化防止のための支援を継続すること。

(3)「災害時における応急生活物資の供給等に関する基本協定」について

①東京都は、この間「地域防災」に力を入れるなかで、大規模災害時にも避難所には行かない「在宅避難」を促進する施策の検討がすすめられている。現在の「災害時における応急生活物資の供給等に関する基本協定」に関しては、避難所への支援を念頭とした内容となっており、在宅避難者への支援に関する事項を協定に盛り込み、災害被災者への総合的な支援に対応できるよう基本協定の見直しを行うこと。また、協定に基づく対応がより実効性を伴った迅速な対応が可能となるよう、新たな受発注システムの導入等実効性の高い対策が図られるよう施策を講ずること。

②災害発生時、避難所利用者への物資供給と並行し、在宅避難者の生活再開を支援することが重要である。そのためには、地域で食料品や日用品を供給する事業者が活動を早期に再開できるよう、必要な情報を提供する必要がある。発災時の道路事情やライフラインの状況といった必要な情報をリアルタイムで共有し、地域事業者による迅速な物資供給の再開を可能にするため、東京都災害情報(DIS)システムを協定締結団体も活用できるよう、早急に対応すること。

③災害発生時に東京都と協定事業者を結ぶ重要な役割を果たすMCA無線は、数年後に事業者によるサービスが終了する見込みである。都内の生協でも代替の通信手段の調査・導入を始めており、東京都はMCA無線の後継となる通信手段について早急に決定し、都としての考え方を明示すること。

### 3. 省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入について

(1)脱炭素社会の実現に向けた施策のひとつである事業用の電気自動車の普及拡大にむけて、国の補助制度に加えて、車両本体の購入補助や急速充電設備、蓄電設備に関わる都独自の支援策が展開されているが、事業者が電気自動車へ全面的な切り替えを加速できるよう支援策のさらなる拡充を進めること。

(2)東京都は、カーボンニュートラルに向けた東京モデルとして、「ゼロエミッション東京戦略」をもとに、「HTT」をはじめ様々な情報発信や幅広い補助事業を進めている。本年4月より新築住宅等への太陽光発電設備の設置義務化がなされ、都のWEBサイトにも「太陽光ポータル」のページが設置されているが、事業者による設置状況の進捗や助成制度の利用状況等を明らかにし、東京都並びに該当事業者による情報発信や説明、積極的なコミュニケーションにより都民の理解が広がるよう努めること。

### 4. 安心・安全な生活を実感する消費者市民社会の実現について

(1)消費者市民社会の形成に向けて、地域の消費者行政の充実・強化のために地方消費者行政推進交付金と同等以上の財政措置の継続について引き続き国へ働きかけ、東京都としても区市町村への支援策を講ずること。

(2)都内の生協が消費者啓発や食育推進、エシカル消費等の都民生活の向上に資するテーマで学習交流の会合を開催するにあたり、一部の自治体ではその取り組みを事業目的と誤解して、公共施設(会議室等)の利用を制限される事例が生じている。都民の生活文化の向上を目的とした活動を行なう非営利の生活協同組合は、営利を目的とする一般の事業者とは区別して対応されるべきものと考えており、公共施設等の使用制限がなされることがないよう、区市町村に対して必要な通知や働きかけを行うこと。

### 5. 食の安心、安全の確保について

(1)農林水産業は、飼料等の原材料やエネルギー価格の高騰や従事者不足により生産コストが急激に悪化し、

また、気候変動による自然災害の発生、農地面積の減少による生産基盤の脆弱化など、農林水産業は事業継続の危機に瀕している。都民の安心、安全な食を確保する観点からも農林水産業を担う生産事業者への支援策について国と連携し、有効な対策を速やかに講ずること。

本年4月には「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されたが、担い手確保や経営安定化など食料自給率の向上や国内農業や生産者を保護する適正な価格形成、環境保全型農業の推進等には課題が残されている。これらの諸施策について都民の食を守り、生産者を保護する立場から、引き続き、国への働きかけを強めること。

- (2) 東京都は、この間の法改正や「東京都の食品安全推進計画」にもとづき、食品表示制度の適正な運用がなされているか監視体制を強化すること。あわせて、食品添加物や国産表示の問題など消費者にとってわかりやすい食品表示のあり方について消費者の声を反映した検討をすすめ、消費者が正しい理解をもって食品を選択できるよう国と連携した情報提供や啓発活動を強化すること。
- (3) 東京都は、国に対し、ゲノム編集技術応用食品の届出制度を義務化し、消費者の選択に資するよう働きかけるとともに、関係者間でのリスクコミュニケーションを図ること。また、小林製薬の「紅麹問題」を受け、消費者庁等で機能性表示食品を巡る検討会の報告書が出されたが、法的義務以外の提言項目には事業者による自己確認を求めるなど、事業者任せの現行制度とは大きな変化がなく、実効性には懸念が残ることになっている。東京都としても、国に消費者の生命を守ることを優先した方向で機能性表示食品問題の検討が進むよう働きかけるとともに、必要に応じて都の独自の対応を行うこと。

## 6. 医療を充実させ健康・長寿社会を実現するまちづくり

- (1) 都内の医療機関や介護施設を有する法人の医師や看護師の確保、介護職員不足はかつてない深刻な状況に直面しており、東京の物価水準や人件費高騰の実態に即した報酬が実現できるよう、引き続き国に働きかけること。また、医療・介護現場を担う人材確保の問題解決に向けた待遇改善が図れるよう東京都独自の支援策を強化すること。
- (2) 都内自治体では介護事業の民間への委託事業が広がっており、一方では、事業者の倒産が過去最大となっている。いくつかの自治体では、実態把握をするため福祉事業者のヒアリング等を実施し、地域の事業所の経営状況や実状を把握する機会をつくっている。東京都としても、事業者の実態把握と地域包括ケアシステムの中で均一した介護サービスが可能となるよう各自治体の状況を把握し、国や区市町村と連携した介護事業者への支援策を強化すること。
- (3) 外来診療から在宅、看取りまでを一貫として行い、かかりつけ医の機能を担う診療所等は地域医療を支える重要な役割を担っているが、物価高騰や人件費の上昇の影響を受け、経営は極めて厳しい状態にある。東京都による支援制度は大きな助けになっているが、実勢コストの増加分には追いついていない現状がある。支援制度の補助単価の引き上げとともに、外来・在宅患者数や入院患者数、健康づくり活動等の実績を加味した「実績連動型」の配分を導入し、地域医療を支える機能を発揮する医療機関を手厚く支援する仕組みを講じること。加えて、都民の健康と生命を守る地域の医療機関に対し、特に夜間・休日対応、訪問看護連携、ICT整備費等の経費に対する重点的な補助制度を講じること。

## II. 生協の社会的な責任と役割、共助の力を発揮するための要望事項

### 1. 生協の宅配車両の配達中の駐車規制の緩和について

- (1) 社会生活の維持のために事業を担う生協の配送車両の駐車規制に関して、引き続き、抜本的な緩和措置が講じられるよう検討すること。弊会の調査によると、特に駐車後5分以内で標章発行される事例が大半である実態が明らかになっている。東京都としても各警察署や関係機関と連携し、警察官と駐車監視員による標章発行が現場で適正に運用されているのか実態を正確に把握し、配達業務に最低限必要な時間を要する実態を鑑みて、駐車後15分程度の短時間での標章発行は行わないよう対応すること。

- (2)荷捌き用の駐車スペースは徐々に増設されているが、弊会より要望する都内数百箇所の荷捌き駐車スペースについて速やかに増設が実現できるよう引き続き検討を進めること。
- (3)東京都内の駐車取り締まりの現状について、駐車実態に即した公平かつ適正な対応となっているか情報共有し、認識を共有するために東京都、警視庁と「高齢者等の見守り協定」等を締結している事業者との間で定期的な協議の場を設けること。
- (4)本年3月31日付で警察庁から各都道府県警察に対して「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて」通達が出されているが、生協の宅配車両や訪問診療・介護車両等からの申請について迅速な審査を行い、駐車規制の除外措置が適用されるよう所轄警察署に対して必要な措置を講じること。

以上

令和7年11月6日

東京都知事  
小池百合子 殿

## 令和8年度予算等に係る要望書

(一社)建設コンサルタント協会 関東支部  
支部長 福岡 知久

平素より、建設コンサルタント協会の活動につきまして、ご理解とご支援をいただき誠にありがとうございます。また、このような要望をさせていただく機会を与えていただき、ありがとうございます。

### ご対応への御礼

東京都におかれましては、品確法の改正により公共工事の品質確保には、その上流工程となる建設コンサルタント業務（調査・計画・設計業務）の品質確保が重要であるご認識の上、「電子契約サービスの導入拡大」や「設計等委託業務の最低制限価格制度の導入」「設計等委託における総合評価方式の一部改正（価格点の見直し）」など、種々の改革を進めていただいており、ご対応に感謝申し上げます。

### 建設コンサルタント協会の課題認識

#### **I. 計画的かつ持続的な事業の推進による企業経営の安定**

我が国の中核機能が集積する首都東京は、日本経済のけん引役を担っていると認識しています。一方、戦後復興や高度経済成長期に整備したインフラの老朽化も進行しており、持続可能な社会資本の整備が必要と考えます。また、首都直下地震や豪雨災害等自然災害の発生リスクが高まっており、災害時等において継続すべき事業を担う業界として事業継続に取り組むため、企業経営を持続的に安定させる必要があります。

#### **II. 担い手の確保・育成、技術の高度化・継承**

持続可能な社会資本整備の上流工程を担う建設コンサルタント協会の会員会社は、発注者である東京都の技術パートナーとして今後とも貢献していく所存です。そのためには、担い手の確保・育成が最重要課題となっています。

そのため、技術の高度化と継承並びに『ワーク・ライフ・バランス』を実現するための職場環境の改善に積極的に取り組んでおりますが、その実現には発注者である東京都のご協力も必要です。

## **令和8年度予算等に係る要望事項**

### **1. 安定的な事業量の確保**

「計画的かつ持続的な事業の推進」「建設コンサルタントの担い手の確保・育成、技術の高度化・継承」「災害復旧などの社会貢献活動の使命を果たす」ために、安定的な事業量の確保が必要です。会員会社の「災害時等において事業継続するための安定経営」そして「人及び技術への投資」を推進するために、引き続き中長期的な事業計画に基づく安定的な事業量の確保をお願いします。

### **2. 契約第二課発注業務における低価格入札対策（最低制限価格制度）の導入**

令和元年6月の「品確法の改正」により調査・設計などの建設コンサルタント業務が品確法の対象として明確に位置づけられました。品確法では、公共工事の品質確保とその担い手確保のために講すべき発注者の責務としてダンピング受注の防止がうたわれています。設計等委託業務において最低制限価格制度が導入されましたが、契約第二課発注において低価格入札対策などダンピング受注の防止対策が未整備となっています。契約第二課発注の「都市計画・交通等計画業務」「土木・水系環境調査業務」「環境関係業務」等の業務は、建設コンサルタントが担う建設生産・管理システムの上流工程に位置する業務であるため、「低価格入札対策（最低制限価格制度）の導入」をお願いします。

### **3. シン・トセイXに基づくインフラDXの推進による生産性の向上**

建設生産・管理システム全体に係る生産性向上を図るため、BIM/CIM運用に向けた試行業務等の継続発注、多様な地理空間データの建設事業への積極活用、AI等新技術の活用促進などシン・トセイXに基づくインフラDXの更なる推進をお願いいたします。